

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 会長及び理事が理事会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

(顧問・相談役の出席報酬等)

第4条 顧問・相談役が理事会ならびに評議員会、また顧問・相談役会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 会長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、会長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、会長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

第V編 給与・福利厚生

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表による報酬のほか旅費等を支給することができる。

2 役員及び評議員の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて、会長がその都度定める。

付 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する

別表

役職名	報酬額	備考
会長・理事・監事	1回 2,000円	関係行政から選出される役員は除く
評議員	1回 2,000円	関係行政から選出される役員は除く
顧問・相談役	1回 2,000円	関係行政から選出される役員は除く